2　［略］

別表第二　適格認定における学業成績の基準

（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［略］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。 三　履修科目の授業への出席率が六割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四　［略］
停止	［略］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の七割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。 二・三　［略］
備考	一～三　［略］

2　［同上］

別表第二　適格認定における学業成績の基準

（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［同上］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。 三　履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四　［同上］
停止	［同上］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。 二・三　［同上］
備考	一～三　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号

年　月　日

殿

［設置者の名称］

［代表者の役職］　［代表者の氏名］

大学等における修学の支援に関する法律第３条第１項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類（いずれかに○を付すこと）	（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※　以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第１項に基づき確認申請書を提出します。

□　更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第３項に基づき更新確認申請書を提出します。

※　以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

□　確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

□　大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。